

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、介護保険事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	特になし
------	------

評価実施機関名

羽島市長

公表日

令和4年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事業に関する事務
②事務の概要	保険給付の支給 地域支援事業の実施 保険料の徴収 公金受取口座情報の確認
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1第68項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律施行規則第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二 第93項及び第94項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 情報提供の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第11項、第17号、第22項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第56の2項、第58項、第61項、第62項、第80項、第81項、第87項、第90項、第93号、第94項、第95項、第97項、第108項、第109項、第117項、第120項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健幸福祉部高齢福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	福祉部高齢福祉課 山内 勝宣	健幸福祉部高齢福祉課 小川 隆正	事後	総括管理者から見直し指示があったため。
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	羽島市福祉部高齢福祉課	羽島市健幸福祉部高齢福祉課	事後	総括管理者から見直し指示があったため。
平成30年11月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第2 第93項、第94項	情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第93項、第94項 情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第11項、第22項、第26項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第56の2項、第58項、第61項、第62項、第80項、第81項、第87項、第90項、第94項、第95項、第97項、第106項、第108項、第109項、第117項、第119項	事後	情報提供の根拠の追記
平成30年11月6日	5. 評価実施機関における担当部署	健幸福祉部高齢福祉課 小川 隆正	課長	事後	様式の改正があったため。
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	1～9項目まで新規追加	事後	様式の改正があったため。
	1. 対象人数	平成26年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価書見直しに伴う変更
	2. 取扱者数	平成26年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価書見直しに伴う変更
令和3年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	介護保険システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム	介護保険システム、中間サーバー、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、サービス検索・電子申請機能	事後	総括管理者から見直し指示があったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第93項、第94項</p> <p>情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6 項、第8項、第11項、第22項、第26項、第30 項、第33項、第39項、第42項、第43項、第5 6の2項、第58項、第61項、第62項、第80 項、第81項、第87項、第90項、第94項、第9 5項、第97項、第106項、第108項、第109 項、第117項、第119項</p>	<p>情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第93項及び第94項</p> <p>情報提供の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二第1項、第2項、第3項、第4項、第5 項、第6項、第8項、第11項、第17号、第22 項、第26項、第30項、第33項、第39項、第4 2項、第43項、第56の2項、第58項、第61 項、第62項、第80項、第81項、第87項、第9 0項、第93号、第94項、第95項、第97項、第 108項、第109項、第117項、第120項</p>	事後	情報提供の根拠の追記
令和4年12月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>保険給付の支給 地域支援事業の実施 保険料の徴収</p>	<p>保険給付の支給 地域支援事業の実施 保険料の徴収 公金受取口座情報の確認</p>	事後	番号法改正による変更
令和4年12月26日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第1第68項	番号法第9条第1項別表第1第68項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律第2条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録に関する法律施行規則 第2条	事後	番号法改正による変更
令和4年12月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 第93項及び第94項</p> <p>情報提供の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二第1項、第2項、第3項、第4項、第5 項、第6項、第8項、第11項、第17号、第22 項、第26項、第30項、第33項、第39項、第4 2項、第43項、第56の2項、第58項、第61 項、第62項、第80項、第81項、第87項、第9 0項、第93号、第94項、第95項、第97項、第 108項、第109項、第117項、第120項</p>	<p>情報照会の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二 第93項及び第94項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p> <p>情報提供の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二第1項、第2項、第3項、第4項、第5 項、第6項、第8項、第11項、第17号、第22 項、第26項、第30項、第33項、第39項、第4 2項、第43項、第56の2項、第58項、第61 項、第62項、第80項、第81項、第87項、第9 0項、第93号、第94項、第95項、第97項、第 108項、第109項、第117項、第120項</p>	事後	番号法改正による変更